

## 伊那市議会議員政治倫理条例

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 政治倫理基準（第4条－第6条）

第3章 政治倫理審査会（第7条－第15条）

第4章 補則（第16条）

## 附則

伊那市議会は、市民から信頼される議会を目指して、議会の機能をより充実させ、議会及び議員の役割と責務を再認識して伊那市議会基本条例を制定した。

この伊那市議会基本条例の精神を実現し、遵守していくためには、議員自身が資質の向上に努めることはもとより、市民の代表として市政に携わる者としての責務を深く自覚する必要がある。

そのためには、議員が、公正、誠実及び清廉を基本とし、明確な政治倫理基準に基づき、市民の代表者としての責務を果たしていくことが求められている。

この責務を果たし、市民と議員の信頼関係の基盤を築くため、ここに本条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、議会の役割並びに議員及び市民の責務を明確にし、政治倫理を確立するために議員として活動する上で遵守すべき行動基準（以下「政治倫理基準」という。）を定めるとともに、市民が議員の活動について議員に説明を求める機会を保障することにより、市民の信頼に応え、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

## （議員の責務）

第2条 議員は、市民を代表して市政に携わる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、資質を高めるとともに、市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない。

3 議員は、市民からの求めの有無にかかわらず、自ら積極的に説明責任を果たさなければならない。

## （市民の責務）

第3条 市民は、議員の活動及び政治姿勢に注目して、必要に応じ説明責任を果たすことを議員に求めるものとする。

2 市民は、議員に対し、政治倫理基準を逸脱する行為を求めてはならない。

## 第2章 政治倫理基準

## （不正な影響力の行使の禁止）

第4条 議員は、市長その他の執行機関及びその補助職員並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人（以下「出資団体」という。）及び指定管理者（伊那市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年伊那市条例第21号）第4条の規定により指定されたものをいう。）の役職員（以下「職員等」という。）に対し、その権限又は地位を利用することにより、次に掲げる行為によって、公正な職務の執行を妨げ、又は妨げるような働きかけをしてはならない。

- (1) 公共工事、物品の購入その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをすること。
- (2) 職員等の採用、異動、昇任その他の職員等の人事に関し、特定の職員等に有利又は不利となるような働きかけをすること。
- (3) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をすること。  
（兼業等の報告義務）

第5条 議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、監事、顧問若しくはこれらに準ずる職、支配人又は清算人に就いている場合は、別に定めるところにより速やかに議長に報告しなければならない。

- (1) 収益事業を営む法人等
- (2) 市の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 市から補助金等を受け、又は受けようとする法人等  
（工事等に関する契約自粛）

第6条 議員は、自ら若しくは配偶者が事業を営んでいる場合又は役員として、若しくは実質的に事業の経営に関与する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請若しくは再委託に関する契約を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に事業の経営に関与する場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している場合
- (2) その他議員が実質的に経営に関与していると認められる場合

### 第3章 政治倫理審査会

（審査請求）

第7条 市民及び議員は、議員に第4条から前条までに規定する政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、これを証する資料を添えて、議員の選挙権を有する者40人以上の者の連署をもって、議長に審査を請求することができる。

2 議長は、前項の規定により有効かつ適正な審査の請求がなされたときは、次条に定める審査会にその審査を求めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第8条 議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に伊那市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の所掌事務)

第9条 審査会は、政治倫理の確立のため必要な調査及び審査を行い、議長にその結果を報告するとともに、政治倫理に関して建議する。

(審査会の組織等)

第10条 審査会は、議長の委嘱する委員5人以内で組織する。

2 議長は、必要があると認めるときは、議員を委員として委嘱することができる。

3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

4 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、審査会が政治倫理の確立のため必要な調査及び審査について議長に報告又は建議するまでの間とする。

2 委員に欠員が生じた場合には、議長は後任の委員を委嘱する。

(会議)

第12条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の審査)

第13条 審査会は、議長から審査を求められたときは、当該審査の請求の適否及び当該事案の存否について審査を行い、文書で議長に審査結果を報告しなければならない。

(審査結果の公表)

第14条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、審査の請求を受けた議員又は審査請求をした者に対し、その旨を文書で通知するとともに、その概要を公表しなければならない。

(議会の措置)

第15条 議会は、政治倫理審査会による報告又は建議を尊重するとともに、当該被審査請求議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復す

るために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第 4 章 補則

(委任)

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。